

移転価格税制で 巨額の追徴課税

制度調査部
齋藤 純

武田薬品工業に約 570 億円の追徴課税

【要約】

6月28日、武田薬品工業に対して、移転価格税制による約570億円の追徴課税が行われた。約570億円という数字は、近年の同様の例と比べても飛び抜けて大きい。

移転価格税制を巡っては、近年、企業と税務当局との間で意見の相違が生じるケースが増えているが、大型の更正処分の多くが、無形資産から得られる所得の算定方法を巡る税務当局との見解の相違を原因としている。しかし、武田薬品工業では、今回更正処分の対象となった取引には、そもそも移転価格税制が適用されるべきではないとの見解を示しており、他のケースとは若干様相が異なる。

同社は、今後、更正処分の取消しを求め異議申立てを行う方針を明らかにしており、最終的な決着までには長期間を要するとも予想される。

6月28日、武田薬品工業は、移転価格税制に基づき大阪国税局から1,223億円の更正処分の通知を受領した旨を発表した。これに伴う追徴税額は、地方税を含め約570億円にのぼっており、近年の同様のケースに比べ、更正処分類及び追徴税額ともに巨額なものとなっている。

移転価格税制とは、国外子会社などの国外関連者¹との間の取引が、独立第三者との通常の取引価格(独立企業間価格)と異なる価格で行われた場合に、その取引価格(移転価格)を独立企業間価格に引き直した上で、課税所得の再計算を行う制度である。国外関連者との取引価格を独立企業間価格よりも高く(又は低く)設定することにより、本来、日本国内で実現するはずの所得が国外に移転するのを防止することを目的とする。

今回の武田薬品工業のケースでは、同社が米国アボット社と共同で設立した合併会社 TAP 社との製品供給取引等に関して、当該取引から得られる利益配分が武田薬品工業にとって過少であるとの指摘を受けたものとされている。

¹ 税法上は「国外関連者」という。一般的には、外国法人で、国内法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式総数の50%以上を直接又は間接に保有する関係にある外国法人を指す。なお、親子会社以外にも、以下のいずれかに該当する関係を有する外国法人は、「国外関連者」となる。

2つの法人が同一の者によってそれぞれ発行済株式総数の50%以上を直接又は間接に保有される場合の2法人の関係

以下の事実(これに類する事実を含む)が存在することにより、2つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係

- ・他方の法人の役員¹の1/2以上又は代表権限を有する役員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は役員若しくは使用人であった者であること
- ・他方の法人がその事業活動の相当部分を一方の法人との取引に依存して行っていること
- ・他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を一方の法人からの借入れにより又は一方の法人の保証を受けて調達していること

移転価格税制に伴う更正処分は、近年、大幅に増加

近年、移転価格税制を巡っては、企業と税務当局との間で意見の相違が生じるケースが目立っている。主なものとしては、下表に挙げたような例がある。

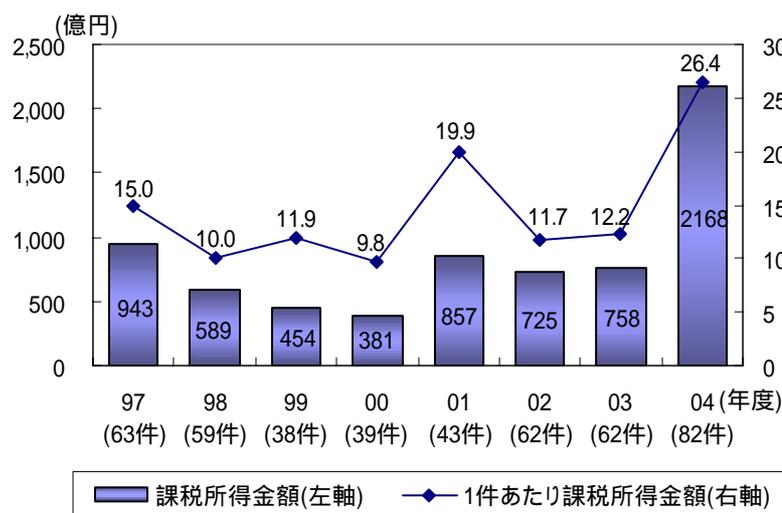
図表 1 最近の移転価格税制に係る更正処分の主な事例

	企業名	更正所得金額	更正税額	処分の対象となった取引期間
2004年6月	本田技研	254億円	約130億円	6年間
2005年3月	京セラ	243億円	約130億円	5年間
5月	日本金銭機械	34億円	約17億円	6年間
6月	ソニー	214億円	約45億円	5年間
6月	TDK	約213億円	約120億円	5年間
2006年6月	武田薬品工業	1,223億円	約570億円	6年間

数字は各社公表資料による。

また、法人税全体としても、移転価格税制による課税件数及び課税額は増加している。

図表 2 移転価格税制による課税金額の推移



(出所)国税庁資料を基に作成

拙稿「移転価格税制による課税処分が大幅に増加」(DIR 制度調査部情報、2005年11月15日)では、近年、移転価格税制による更正処分が増加している背景には、次のような要因があるものと考えられると述べた²。

日本企業の海外進出が進み、海外売上高等が増加していること
販売に限らず、製造拠点等の海外移転も進んだことにより、日本の本社を経由しない、いわゆる「外 - 外取引」が増加していること(日本の本社が果たしている役務提供などに対し

² その他、移転価格税制に関しては、以下のDIR 制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純、「移転価格税制における無形資産等の取扱い 国税庁が移転価格事務運営要領等を改正 」2006年5月24日
- ・ 齋藤 純、「高まる移転価格課税リスク 移転価格に係る追徴課税増加の背景 」2005年10月28日

て適正な対価が支払われているかなどが問題となり得る)

独立企業間価格の算定が困難な無形資産の取引が増加していること(日本の本社が開発した製造技術やブランドの使用などに対して適正な対価が支払われているかなどが問題となり得る)

武田薬品工業のケースもこうしたこととは無関係ではないと思われるが、近年の他社の例とは異なる点も見られる。

近年の移転価格税制による大型の更正処分では、主に無形資産から得られる所得の算定方法について、企業と税務当局との間で食違いが生じた例が多い。しかし、今回のケースでは、所得の計算方法が主要な問題となっているのではなく、移転価格税制の適用そのものについて同社と税務当局との間で見解の相違が生じている点は他社のケースと様相が異なる。同社のプレスリリースでは、合弁会社 TAP 社との取引価格は、米国の合弁パートナーたる第三者の同意なしには決定できないため、移転価格税制が適用されるべきではないとしている。

同社では、今後、更正処分の取消しを求め異議申立てを行う方針を明らかにしており、最終的な決着までには長期間を要するとも予想される。